

コンベンション開催助成金を拡充します

さいたま市では、主催団体に対し開催に要する経費の一部を助成しています。平成30年4月から、コンベンション誘致を促進するため、助成金額を拡充します。

国際会議

(改正前)

最大100万円



(改正後)

最大500万円

国内会議

(改正前)

最大100万円



(改正後)

最大150万円

※助成金額は、会議への総参加者数により異なります。

コンベンション開催助成制度の概要は以下のとおりです

交付対象となるコンベンション（主な条件）

- (1) さいたま市内を主会場とするもの
- (2) 日本を含む3カ国以上から100人以上参加し、内10%以上が海外からの参加者である
国際会議、または参加者500人以上（参加者が関東全域以上に亘ること）の国内会議
- (3) 会期が2日間以上で、総参加者数のうち相当数がさいたま市内の宿泊施設へ宿泊するもの
- (4) さいたま市の関係機関から補助金の交付又は、これに類する支援を受けていないこと

交付額

(国際会議)

参加者数	交付上限額
100～199人	50万円
200～299人	100万円
300～399人	150万円
400～499人	200万円
500～799人	250万円
800～999人	400万円
1,000人以上	500万円

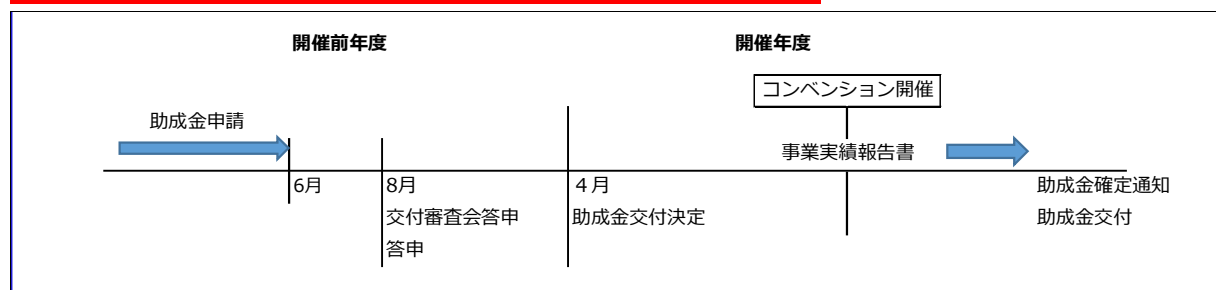
(国内会議)

参加者数	交付上限額
500～799人	45万円
800～1,299人	75万円
1,300～1,999人	120万円
2,000人以上	150万円

※上限は主催者総経費の10%

※（公社）さいたま観光国際協会会員企業をご利用いただくと、更に10万円以内を追加助成

交付スケジュール



詳しくは、（公社）さいたま観光国際協会 コンベンション事業担当にお問い合わせください。

電話 048-647-0788